

化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)

—化学品の危険有害性情報に関する世界統一システム—

Hiroshi Jonai
博 城 内

日本大学大学院理工学研究科 医療・福祉工学専攻 教授

アスベストなど化学品による事故や疾病は跡を絶たないが、その大きな原因の一つはそれを取り扱っている者が、その危険有害性を知らされていないことがあげられる。アスベストによる被害がこれほどまでに大きくなっているのは、一般の人はもちろんのこと労働者にもアスベストが悪性中皮腫や肺がんの原因物質であるということを知らせる術が十分ではなかったからであろう。アスベストを使用していたとしてもその有害性が知らされていたならば、局所排気装置を設置する、防じんマスクを着用する、帰宅前にはシャワーを浴びる、作業衣を交換する、さらにはもっと早期に代替物質を考案するなどの対策が取られ、これほどまでに被害が大きくなることはなかったに違いない。

アスベスト問題に見られるような、危険有害性を知らないがために災害が発生するあるいはそれが大きくなるという事例は起こり続けており、しかもこれはわが国特有の問題ではなく全世界的な問題である。国連では2003年に勧告「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」を出した。この勧告は化学品の危険有害性に関する情報を分かりやすく伝えることにより、人の安全と健康を確保し、環境を保護することを目的としている。具体的には、爆発性、可燃性、酸化性、腐食性、急性毒性、がん原性、変異原性、生殖毒性、感作性、水生毒性など、20数種類の危険有害性とその程度について、世界共通の方法で分類し、それに基づいた情報すなわち危険有害性の種類、程度、注意書き、そして成分および供給者に関する情報などを絵入り (GHS で用

いられる絵表示を該当する危険有害性と共に図に示した) のラベルや化学物質安全データシート (MSDS) に統一した方法で記載するものである。

2006年12月1日からGHSに準拠したラベルやMSDSを規定した改正労働安全衛生法が施行されたが、ラベルの貼付が義務付けられるのは99物質、MSDSの交付が義務付けられるのは640物質である。しかしこれは「全ての化学品についてその危険有害性を適切に表示する」というGHSの原則からは程遠いものである。労働安全衛生法のみならず日本の法規は、危険有害な特定の化学品をリストアップし、それらを安全に管理することに主眼を置いて策定されてきたために、危険有害性情報を包括的・統一的に伝えるようになっていない。

2008年以降、世界的にGHSが普及しこの原則に従ったラベルやMSDSが要求されるようになる。欧州では2010年以降徐々にGHSが導入される予定であり、米国においても2008年以降関連法規が改訂される計画と聞く。これはわが国の現行法規をGHS準拠にするだけでは、将来的に国内企業が化学品の貿易等において不利益を被ることを意味する。すでに諸外国から日本の変則的なGHS対応に関して問合せや要望が寄せられている。

また今後さらに増加し続ける化学品の種類やそれらの用途の多様性を考えると、労働者あるいは消費者に正しく危険有害性を伝え、化学品管理における責任を分担する事が必要である。これらの課題を克服するために官民一体となり早急にGHSに対応したシステムを構築することが望まれる。

図 危険有害性を表す絵表示

(菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細はGHS文書を参照のこと)

